

# D V D 貸 出 規 程

## (趣旨)

- 1 この規程は、公益社団法人大阪府看護協会が製作したDVDの貸出について定める。

## (貸出要件)

- 2 次の各号の何れかに該当する場合は、貸出を行なう。
  - (1) 看護をPRするための事業
  - (2) その他必要と認める事業
- 3 2に該当する場合でも次の各号の何れかに該当する場合は、貸出をしない。
  - (1) DVDの管理上不適当と認められる場合
  - (2) 所有権もしくは著作権を侵害するか、またはそれに関して紛争を生じるおそれがあると認められる場合
  - (3) 営利を目的とする事業
  - (4) その他適当でないと認める事業

## (貸出及び返却)

- 4 貸出を受けようとする者は、貸出を受けようとする日までに借用申込書(別紙1)を大阪府看護協会 広報部に提出しなければならない。(FAX可。ただし、事前に電話連絡要)
- 5 製作枚数の制約上、多数の施設から申込が重なった場合は、貸出を行なえないことがある。(申込順で決定する。)
- 6 貸出期間は使用日を含めて前後1週間以内とする。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りではない。  
貸出を受けた者は、申込書に記載した返却日までに必ず返却しなければならない。
- 7 借用目的以外への使用、第三者への転貸及び複製をしてはならない。
- 8 PCでの再生はデータ破損の原因となる恐れがあるので、必ずDVDプレーヤーを使用すること。
- 9 貸出規程に違反する申込及び使用が確認された場合は、ただちに貸出を中止するものとし、以後その施設への貸出は行なわない。

## (借用者の義務)

- 10 返却にあたり、貸出を受けた者は、借用したDVDを現状に復するとともに、看護協会の点検を受けるものとする。
- 11 貸出を受けた者が、貸出期間中に、DVDの盗難、棄損、紛失等の損害が生じた場合は、速やかに大阪府看護協会に報告し、その指示に従うものとする。

## (借用料)

- 12 借用料は無料とする。  
ただし、郵送を希望する場合、その経費(実費)は借用者が負担、切手で支払うものとし、返却時にDVDと共に同封する。

## (その他)

- 13 本規程に定めるものの他、必要な事項は大阪府看護協会がその都度定める。

## 附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。